

議員報酬月額の改正

・特別職報酬審議会の答申に基づく改正

	報酬月額 (現行)	報酬月額 (令和9年5月1日～)
議長	387,000 円	399,000 円
副議長	307,000 円	317,000 円
常任委員会委員長	298,000 円	307,000 円
議員	288,000 円	297,000 円



- Q** 議員のなり手不足解消の観点から、報酬の改正は必要である。この条例では附則により現任期中は適用しないとしているが、その理由は。
- A** 財政状況や町民感情を考慮して現在の任期中は適用を行わず、改選後の議員から適用するためである。

反対討論

1人

大口司郎 議員

審議会答申は重要なものである。しかし、財政的に厳しいことや近隣市町の改正状況を踏まえ、町長などの特別職の給与を引き上げる議案の提出が見送られているため、議員報酬の引き上げも見送るべきと考え反対する。

賛成討論

7人

岡島 剛 議員

審議会答申は踏まえつつも、財政状況や町民感情への配慮から、現任期中の適用は見送るという、慎重な判断のもとで整理されており、町として責任ある対応であるため賛成する。

令和8年度 一般会計予算

小学校の給食費無償化

5481万円

- Q** 給食費の保護者負担について、小学校は完全無償となるが、中学校は値上げになるため公平性に欠けるのではないか。町長の想いは。
- A** 国の抜本的負担軽減に合わせて、子育て世代への支援の一環として、まずは小学校の児童に対し国の支援基準額を上回る分を町が負担する。中学校に関しては国の動向と小学校の支援内容を勘案し対応を検討する。想いとしては、給食は大切な栄養の1つである。質を落とさずに提供したいと思っている。

